

# 現代家族と子育て

## Modern Family and Child-Rearing

善 積 京 子

Kyoko Yoshizumi

### 1. はじめに

新聞・テレビなどのマス・コミを通じて、コインロッカーへの嬰兒の遺棄・育児ノイローゼによる子殺し、母子心中、子供の家庭内暴力などの事件が連日のように報道されている(註1)。こうした子育てに関する病理現象の背景として、いつもきまって「核家族化」が揚げられ、核家族制度があたかも、「諸悪の根源」のように言われ、三世代の直系家族制度＝「家」制度の方が良かったかのごとき印象を人々に与えている。果して、核家族制度そのものに問題があるのだろうか。この論文では、現代の家庭における子育ての問題点を指摘し、さらにその解決への道を模索してみたい。

### 2. 「核家族化」とは何か

核家族という言葉が専門用語としてだけでなく、ジャーナリズムでもさかんに使われ、日常用語となっているが、ここでは「核家族」を現実の家族形態を分類する概念として用い、夫婦とその未婚の子どもたちによって構成される二世代の家族とし、また、「直系家族」を夫婦と未婚の子、および一人の既婚の子とその配偶者やその子たちからなる三世代の家族とする。

ところで、「核家族化」とは、一般的に核家族の数が統計的に多くなることと理解されているようである。ところが実際に統計的に核家族世帯の比率を調べてみると、大正期より今日まで1割ほど増加しているだけであり、昭和30年より昭和50年にかけてはわずか3.4%の増加

があるだけである(表1参照)(註2)。核家族化をこうした表面的な統計数値でとらえるならば、核家族化が進行しているとはとても言えない。実は「核家族化」という言葉には、もっと深い意味がこめられているのである(註3)。

ここでは核家族化を直系家族制度から核家族(夫婦家族)制度へ移行する過程ととらえる。核家族制度とは結婚した子のすべてが親と別居するのを原則とする家族制度であり、核家族制度

表I 世帯構成の変化

(単位%)

年 項目	大正9年 (1920)	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)
核家族世帯	54.0	60.6	60.2	62.5	63.5	63.9
直系家族世帯	約31	32.6	28.0	24.3	22.5	20.2
その他の親族世帯①	} 約 8	2.9	6.7	5.0	2.9	2.3
非親族を含む世帯②		0.5	0.4	0.3	0.4	—
単 独 世 帯	6.6	3.4	4.7	7.9	10.8	13.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料) 総理府「国勢調査」。但し大正9年は「図説家族問題」(湯沢雍彦著)による。

注 1) たとえば、失婦とその兄妹、夫婦と子供夫婦の兄妹である。

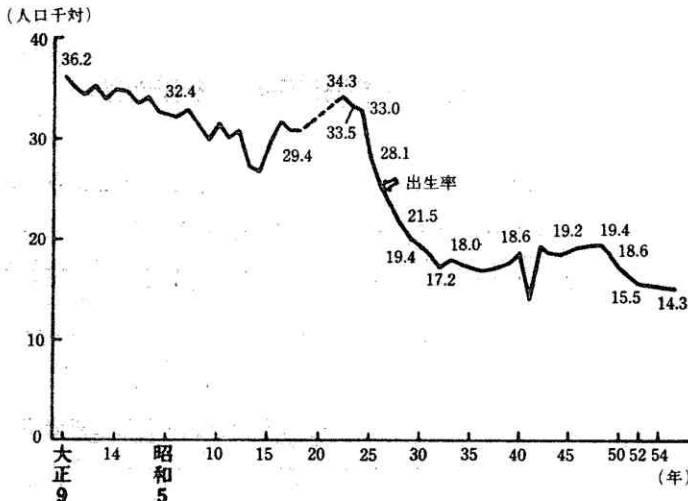
2) 同居人、家事使用人を含む世帯。

現代家族と子育て

のもとでの家族は結婚によって成立し、子を生み育てたのちに独立させ、残された老夫婦の一方ないし双方の死亡によって消滅する、夫婦一代限りの集団である。また、直系家族制度とは結婚した子のうちの一人だけが親と同居するのを原則として、家族成員をとりしきる権限や財産が集中的にその一人の子に継承されるかたちで、一つの生殖家族（結婚により新しくつくられる家族）との同居を世代的に繰り返していくことを理想とする家族制度である(註4)。

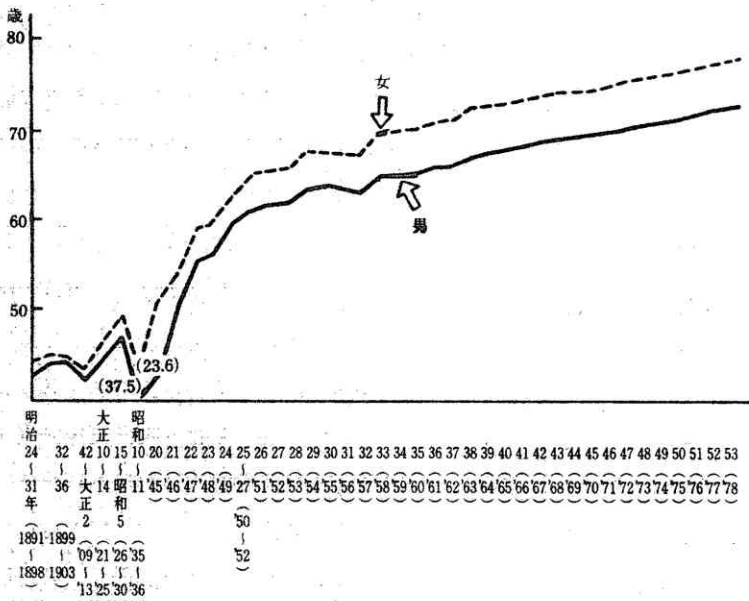
したがって、直系家族制度の下でも跡とり以外の息子達は結婚して一時的には核家族を形成する。つまり、その核家族はやがてそこに生まれ育った子どもが成長し結婚すれば、そのうちの一組の息子夫婦と一緒に住むことによって直系家族に変型する。直系家族制度が戦前より今日までずっと維持されているならば、子ども的人数が2~3人に減少し、平均寿命が飛躍的に伸びた現在においては、戦前よりも直系家族の世帯の割合がかなり増大しているはずである。それにもかかわらず、直系家族の世帯が増加せず、逆に核家族世帯が増加していることは、核家族化が実際に進行しているからにはかならない(図I、図II参照)。

図I 出生率の推移



資料) 厚生省「人口動態統計」

図II 平均寿命の推移



資料) 厚生省「人口動態統計」

3. 昔の子育てと現代の子育て

直系家族制度のもとでの子生み・子育ては、第1に、「家」を継承するために重要な意味があった。子を生めない妻は「子無きは去る」という言葉があるように一方的に離縁されたり、妾の存在が許され、婚姻外で生まれた子を戸主の権限で家にひきとったりした。それは、子を生み、育てることは親だけの行為ではなく、「家」の存亡にかかわる大切な行為であったためである。第2に、その当時の女性はきょうだい、甥・姪などの世話を未婚のうちに身近に観察し、手助けをしていた。やがて嫁いで子を生み母となると今度は姑や小姑たちが周囲におり、姑の知恵と経験、小姑たちの手助けに守られて子育てをおこなっていた。さらに、近隣や親族の人々の間に親密な関係があり、自分の子も他人の子どもも一緒に遊ばせ、育てあっていた。つまり、その当時の子育ては、地縁・血縁の厚い層に支えられての子育てであった。そして、第3に、母親にとって子育ては自分の仕事であっても子育てだけが仕事ではなかった。家族の一員として「家」を支える労働を分担し、嫁として夫や舅・姑に仕える生活の一部にすぎなかった。

現代家族と子育て

戦後、憲法や民法が改正され、法律的には「家」制度＝直系家族制度が廃止された。さらに、昭和30年代の高度経済成長による産業化・都市化によって核家族化が進行し、子育ての状況は変貌していった。

経済の高度成長以降、労働者は都市に集中し、農家世帯は減少し、サラリーマン世帯が過半数を占めるようになった(図Ⅲ表Ⅱ参照)。一代限りのサラリーマン世帯になれば、家業や家産を継承していく三世代の直系家族は必要でなくなる。地域的な流動が激しくなり、先祖代々地に根をはって生活してきた家族はバラバラにならざるを得なくなり、親族組織は解体していった。かくして、産業化・都市化によって地縁的・血縁的紐帯が断たれ、各々の家族は孤立的になっていった。

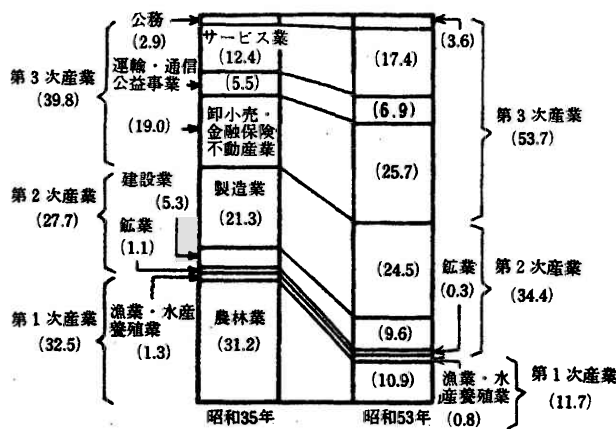
産業化によってもたらされた核家族化は、一方で子育て

てを仕事とする「専業主婦」を生み出した。経済の高度成長以降、サラリーマン家庭が著るしく増加し、「夫は外、妻は内」という夫婦の役割分担が明確になった。雇用労働者となった父親は、朝早くから夜遅くまで外で働き、物理的にも精神的にも家庭から離れたところで大半を過ごす。母親は生活空間的にも、精神的にも家族の中でただひとり孤立し、実質的には母子世帯とかわらない生活を強いられ、家事・育児は家庭に残る母親に全面的に委ねられるようになった。

現代社会では、電化製品の普及によって家事労働に要する時間は縮少し、専業主婦の家庭では母親が子どもに接する時間は著るしく増大し、物理的にも精神的にも子どもと密着な関係になっている。日本の社会においては、従来から母と子をたえず一体的なものとして見る意識が強かったが(註5)、子生み・子育ての意義が「家」のためではなし、親の私的な行為としての性格が強くなればなるほど、母子一体化は強くなる。母親は子どもを自分の分身としてとらえ、子どもの生命を奪う子殺し、母子心中という行為が生じやすくなる。

以上のように、民法改正による「家」制度の廃止や、産業化・都市化によって核家族化が進行し、その結果、  
 1. 家族は地域的なつながりや親族的なつながりを失くし、孤立的になる。  
 2. 雇用労働者が増加し、夫が不在がちで、家庭の中でも妻が孤独な状態におかれる。  
 3. 「男は外、女は内」という夫婦の役割分担が明確になり、子育てが母親に集中し、母子一体化の考えが強められ

図Ⅲ 産業別就業人口構成比の変化



資料) 総理府統計局「労働力調査」

表Ⅱ 業態別の推計世帯数の推移

(1,000世帯、%)

	総数	非農家					農家		
		総数	雇用者世帯	日雇労働者世帯	自営業世帯	その他	総数	専業	兼業
昭和31	19,823	73.8	(60.2)	(8.6)	(18.3)	(12.9)	26.2	(58.9)	(41.1)
35	22,476	77.3	(64.1)	(6.5)	(18.4)	(11.0)	22.7	(57.4)	(42.6)
40	25,940	81.3	(69.5)	(4.4)	(17.9)	(8.2)	18.7	(40.1)	(59.9)
45	29,887	84.7	(68.4)	(2.4)	(17.1)	(7.3)	15.3	(39.8)	(60.2)
50	32,877	88.3	(70.0)	(1.8)	(17.4)	(10.8)	11.7	(30.7)	(69.3)
53	34,466	90.2	(69.6)	(1.5)	(17.8)	(11.1)	9.5	(27.4)	(72.5)

資料) 厚生省「厚生行政基礎調査報告」  
 ( ) 内は非農家、農家毎の内訳

## 現代家族と子育て

る。こうした状況のもとで、母親は孤立し精神的に脆くなり、子どものちょっとした問題でも自分の責任として考えこんでしまい、ノイローゼ状態におちこんだり、時には子どもの生命までも抹殺する行為にまでも及んでしまうのである。

### 4. 核家族化の意義

現代の子育ての病理現象が産業化・都市化による核家族化と深く関わっていることが明かにされた。では、こうした問題をいかに解決したらよいのであろうか。解決の方向として、核家族制度そのものに問題ありとし、「家」制度＝直系家族制度の復活を唱える人々がいる。しかし、それは真の解決になるであろうか。

「家」制度においては、「家」を代々継承していくことが根本理念とされ、個人の生き方よりも「家」が優先される。戸主を長として上下の秩序が家庭の中であり、その他の家族員は戸主に服従しなければならなかった。したがって、しばしば個人は「家」の犠牲になることがあった。たとえば、結婚は家族員の個人的な事柄ではなく、家族集団全体あるいは家長の重大な利害関係に関する事柄であり、そのために当事者双方の気持ちは配慮されなかった。たとえ好き合った男女であっても「家」の利益に対立する場合は反対され、逆に嫌いな相手でも「家」の意向で結婚しなければならなかった（婚姻成立には戸主の同意が必要であった）。

また、儒教的・封建的な直系家族制度のもとでは、女性性は男性に隷属するものとみなされ、人間としての人格を認められていなかった。妻は自分の意志で法律行為をすることができない無能力者であり、夫が妻の財産を管理する権利を有していた。離婚は夫方の側からの一方的なものであり、「家」のためにいかなる妻でも「家風に合わない」などの勝手な理由の下で追い出された。たとえ夫婦関係がうまくいっていたとしても然りである。子どもの親権は父親にあり、離婚された母親が子どもを手もとで育てたいと願ってもできなかった。

「家」制度の下では「家」の安定を保つことが第一義

的にされ、その中で個人の自由と独立は犯され、女は「三界に家なし」、「未だ嫁せざれば父に従い、すでに嫁すれば夫に従い、夫死しては子に従う」という表現があるように、忍従の人生を強いられていた。核家族制度は、こうした「家」組織への個の隷従からの解放を意味している。

戦後の新憲法にもとずき民法が改正され、「家」制度が廃止された。そして、「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により維持されなければならない」とされ、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻および家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚して制定されなければならない」とされた（憲法第24条）。このようにして、「家」制度が廃止されることによってはじめて、結婚は個人の選択でなされ、家庭生活も男女が対等な関係で営まれることが可能となった。

### 5. 解決への道

核家族化は個人を「家」という呪縛から解き放つ意義があり、核家族化とともに生じた子育ての問題は、「家」制度へまいもどることによって解決はできない。しかしながら、父母子からなる核家族に直系家族が果してきた保育機能をそのまま期待することも無理である。核家族で果しえなくなった部分をむしろ社会的に補っていくことが必要なのではないだろうか。子育ては母親一人で行えるものではない。子育ては地域との連帯、地域とのかかわりの中でやっていかねばならない。核家族の中で母と子が孤立している密室保育から、地域と結びついた集団保育への道を探ってゆかねばならない。

一つの方法として、母親たちが仲間をつくり、自分達で子どもをみあう共同保育の道がある。さらにもう一つの方法として、保育所の機能を変えることがある。現在では保育所はおもに、働く母親のために機能している。つまり、昼間母親がおらず保育に欠ける子どものために、補完的機能を果しているが、この保育所の機能を拡

## 現代家族と子育て

大し、今後は母親の就労にかかわりなく、すべての子どもに集団保育の場を保障していくことである。

集団保育は子どもの発達にとって重要であり、また母親が自分自身を生きず時間を持ち、母親が子どもから精神的に自立するという条件をつくる意味において大切なことである。現在の母親の多くが、自分の生きがい、自分の人生を持たず、子どもに自分の人生を託している。そのことが結局、子どもの成長をスポイルすることになっている。母子一体化の考え方をあらため、子どもを一個の独立した存在として認め、母親は自らの人生を生きることが大切である。

女性が主体的に生きることと、家庭生活を続けることは二者択一的な関係では決していない。むしろ、女性が母親として子育てをしつつ、かつ人間として自分の可能性を伸ばせる家庭が理想的な家庭でないだろうか。女性が自立しようとするとう家庭が崩壊してしまうような場合は、その家庭生活のあり方、社会のあり方自体にむしろ問題があるのではないだろうか。

家庭にあっても、子育てを母親のみにおしつけず、父親も子育てに参加していくことが必要である。しかし、現在の父親の多くは、外で超過勤務などを強いられ、時間的・精神的に子育てに参加することが困難な状況におかれている。父親が子育てに参加できるようにするために、就労状況を改善していくことも必要な課題となるだろう。

子育ては母親のみが担うのではなく、父親はもちろんのこと、社会も担っていかなければならない問題である。

## 註

- (1) 子殺し遺棄などが実際に増加しているかどうかについては検討してみる必要がある。中谷瑾子「幼児殺傷、遺棄（『ジュリスト』540号1972年）では増加はみられないと指摘されている。
- (2) 図、表はすべて『日本の家庭一わが国の家庭の現状と今後の課題一』より抜粋。
- (3) すでに、このことについては山根常男『家族の論

理』において説明されている。

- (4) 松原治郎他著『家族生活の社会学』参考。
- (5) 祖父江孝男の研究によると、母親と子どもの一体化・密着化の関係がはじめて文学史上に登場するのは、平安時代の後半に書かれた『狭衣物語』であり、その当時、摂政関白の政治がますます官僚化され、女性の従属化が高まり、それとともに母子関係の結びつきが強化されていったとのことである。佐々木保行編著『日本の子殺しの研究』参考。

## 参考文献

- (1) 青山道夫『家族制度論』法律文化社、1967。
- (2) 青山道夫『現代の家族法』岩波新書、1973。
- (3) 有地享『家族制度研究序説』法律文化社、1966。
- (4) 伊藤雅子『子どもからの自立』未来社刊、1979。
- (5) 川島武宜『日本社会の家族的構成』日本評論社、1971。
- (6) 木村栄『母性をひらく一子とともに歩む自立への道』同時代叢書、汐文社、1980。
- (7) 久徳重盛『母原病』教育研究社、1979。
- (8) 経済企画庁国民生活局編『日本の家庭一わが国の家庭の現状と今後の課題一』大蔵省印刷局、1980。
- (9) 佐々木保行『日本の子殺しの研究』高文堂出版社、1980。
- (10) 中川善之助『家は変わる一法と人生について』タカ双書1。鷹書房、1972。
- (11) 福尾猛市郎『日本家族制度史概説』吉川弘文館、1974。
- (12) 松原治郎他著『家族生活の社会学』学文社刊、1979。
- (13) 山根常男『家族の論理』垣内出版、1972。
- (14) 湯沢雅彦『図説 家族問題』NHKブックス、日本放送出版協会、1973。
- (15) 横山実「捨て子・子殺し」『家族病理と逸脱行為』誠信書房、1978。